

無床診療所 開設の手引き



札幌市保健所医療政策課医務係

(平成28年4月)

1 開設の流れ

無床診療所を開設する際の医療法上の手続きについて説明します。

診療所開設の手続きは、臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師（以下、「医師又は歯科医師」と表記します。）が開設する場合と非医師（医療法人等）が開設する場合とで異なります。

開設した日から診療することができますが、すぐに保険診療を開始できないことがあります。

※保険医療機関指定の申請について

保険医療機関の指定を受けるためには、北海道厚生局に申請する必要があります。手続きにつきましては、早めに北海道厚生局にご相談ください。

厚生労働省 北海道厚生局

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15-1 野村不動産札幌ビル2階

電話：011-796-5105

※麻薬関係の免許証の手続きについて

麻薬関係の免許証の手続きにつきましては、下記にお問い合わせください。（医務係と共通の窓口です。）

札幌市保健所医療政策課薬事係（電話：011-622-5162）

(1) 医師又は歯科医師が開設する場合（以下、「個人開設」と表記します。）

事前相談

* 構造設備等についてあらかじめご相談ください。



開設

* 施設が整い、診療を開始できる状態をいいます。
(診療開始日と一致するとは限りません。)



開設届

* 開設後 10 日以内に保健所窓口に届出ください。



開設届出済証交付

* 書類に不備の無い場合で、開設届提出から3営業日程度を要します。

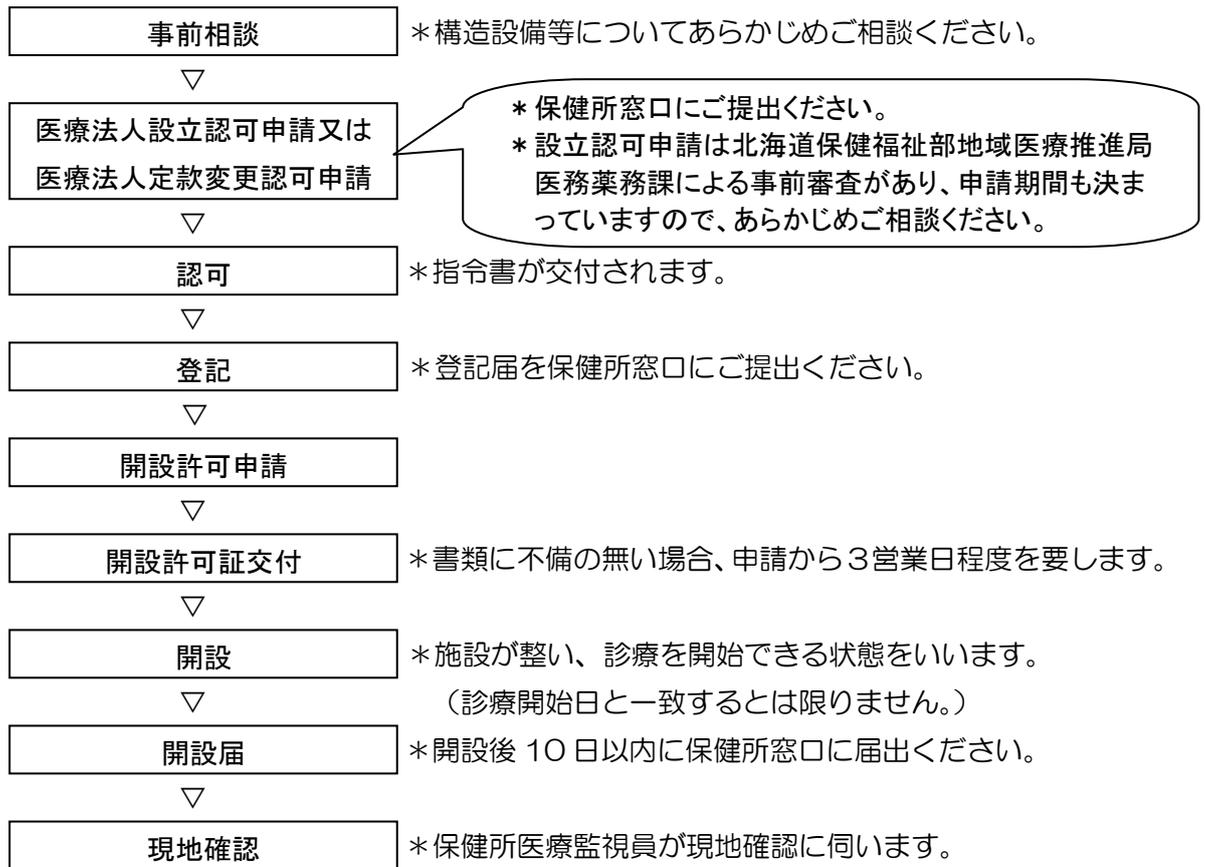


現地確認

* 保健所医療監視員が現地確認に伺います。



(2) 医療法人等が開設する場合（以下、「法人開設」と表記します。）



※医療法人化の場合

診療所を開設した医師・歯科医師が医療法人を設立する等、開設者を変更する場合は、医療法上、既存の診療所を廃止し、新たに医療法人として診療所を開設することになります。

医療法人が開設許可申請を行う場合は、医療法人の認可を受け、法人登記手続きを終えていなければなりません。

医療法人の関係の手続きにつきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

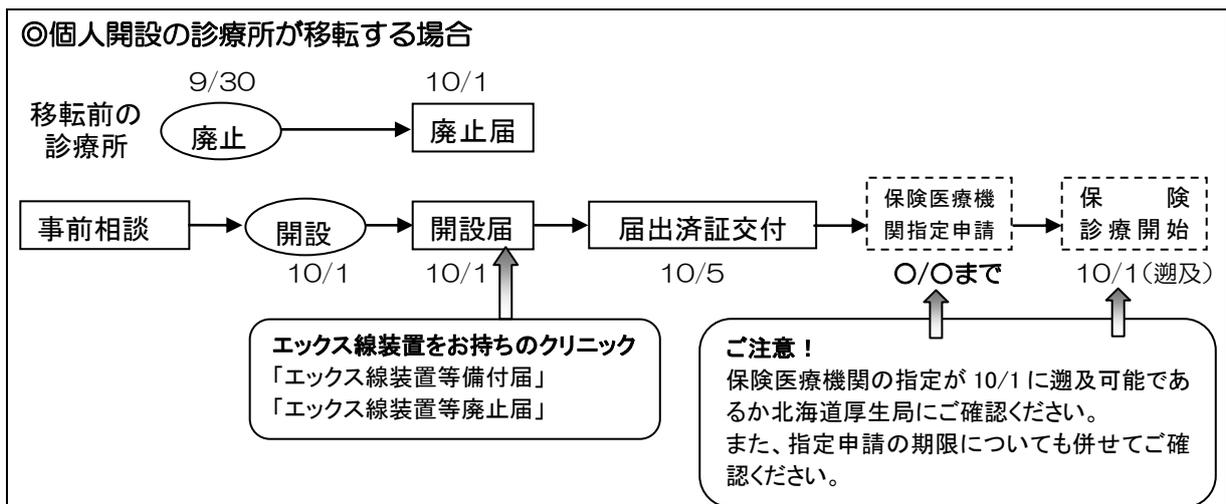
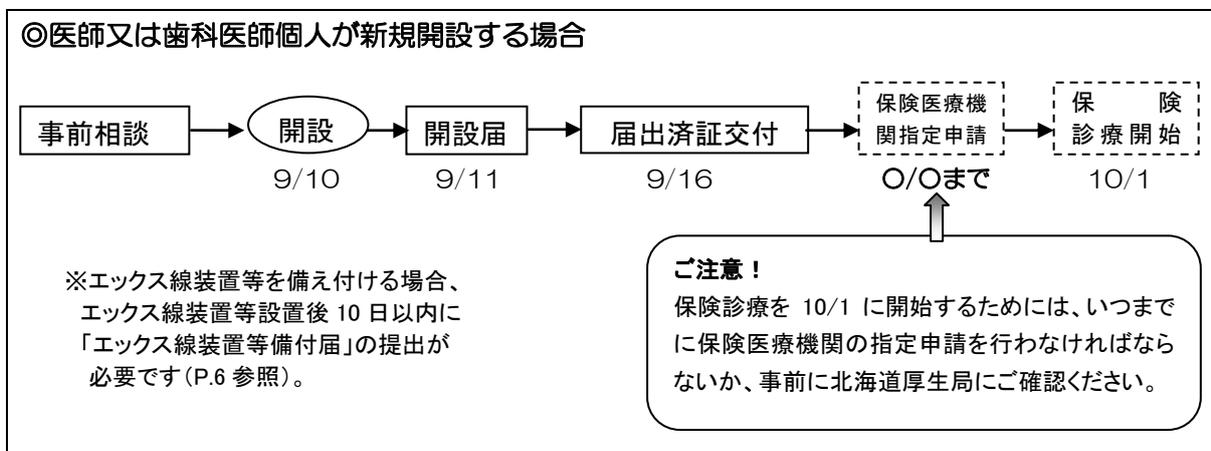
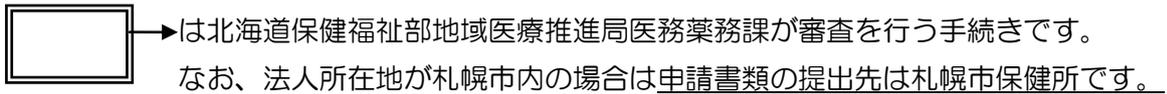
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(医務薬務グループ)
札幌市中央区北3条西6丁目
電話011-231-4111(代表) 内線25-351又は352

※北海道ホームページ「医療法人に係る各種手続き等について」

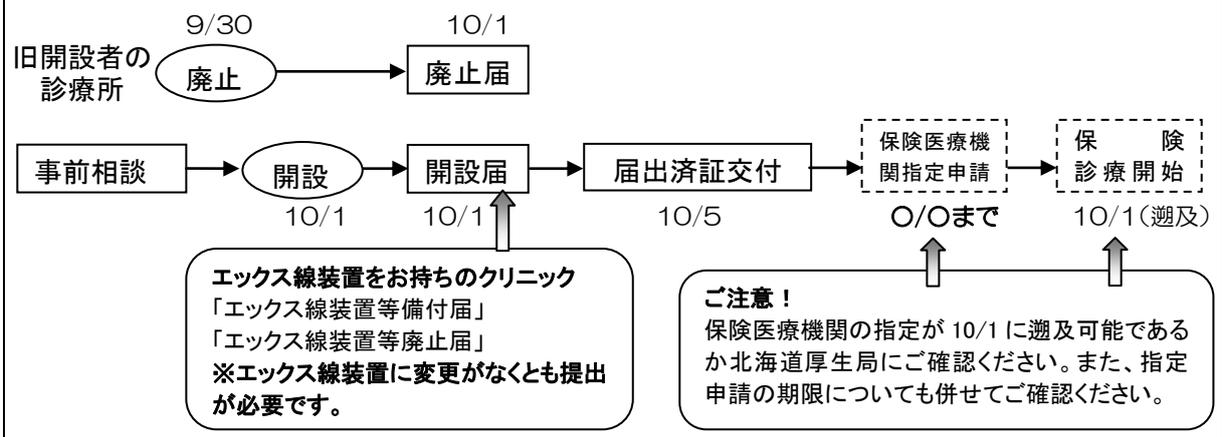
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/shinsei.htm>

診療所開設のフローチャート

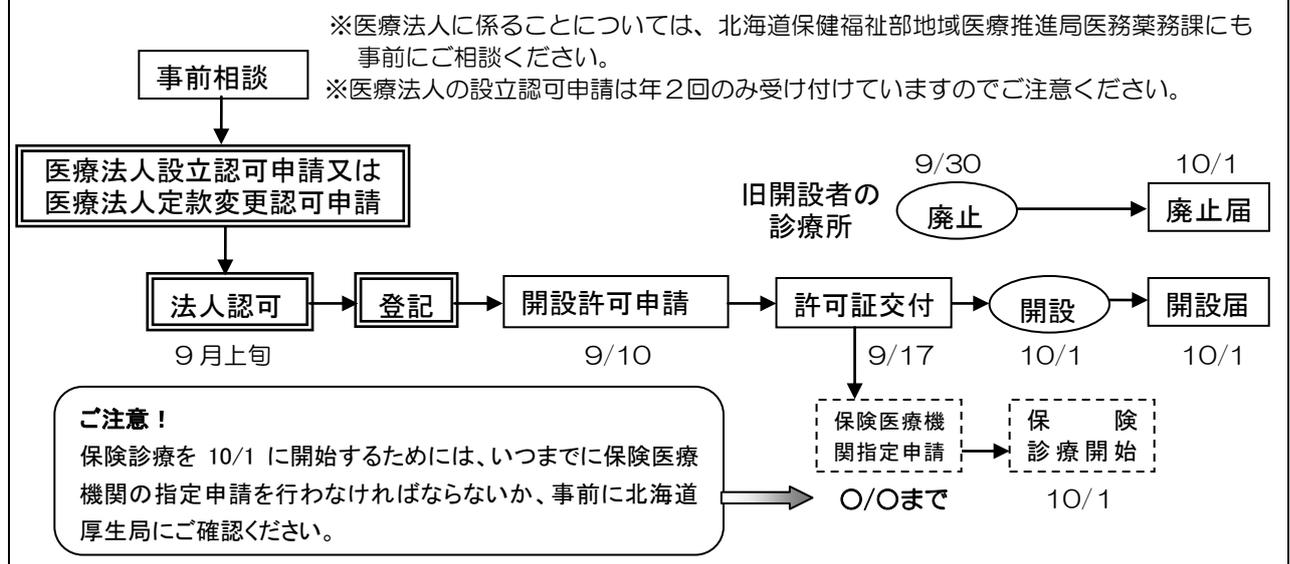
10月1日から保険診療を開始する場合を例におおよその日程を説明します。開庁日の関係などでさらに日数を要することがありますので、早めにご相談ください。



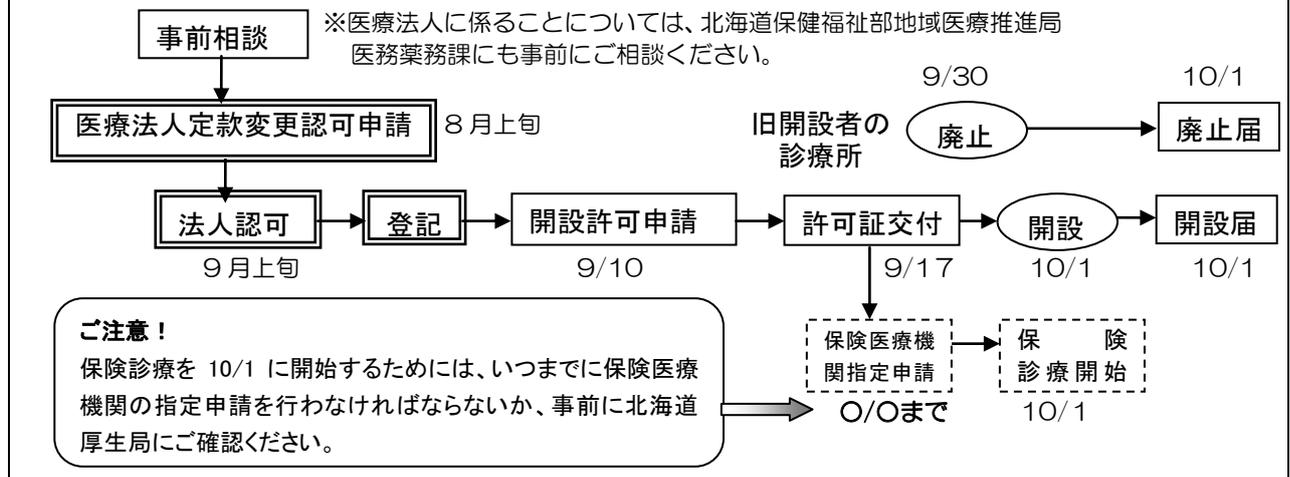
◎開設者を変更する場合（個人開設から個人開設）※患者を引き継ぐ場合等



◎個人開設から法人開設に切り替える場合（医療法人化等）



◎法人開設の診療所が移転する場合



2 開設に関する提出書類について

(1) 個人開設の場合

開設後 10 日以内に添付書類を添えて保健所へ提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所開設届【様式6】		1	様式は札幌市ホームページからダウンロード可能です。
添付書類	開設者（管理者）の臨床研修等修了登録証・医師（歯科医師）免許証の写し	1	原本も提示してください。
	診療に従事する医師（歯科医師）の免許証の写し	1	麻酔科を標榜する場合、麻酔科標榜許可書の写しもご提出ください。
	敷地周囲の見取図	1	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	1	ビル内に開設する場合は、その階の平面図
	建物の平面図（施設の平面図）	1	縮尺 200 分の1以上のものとし、構造概要、出入口院内掲示の場所を明示すること。

* 原則として他の病院や診療所の管理者を兼ねることはできません。（医療法第 12 条第 1 項）

(2) 法人開設の場合

法人が診療所を開設できるのは、「医療法人等の営利を目的としない法人が開設する場合」か「株式会社等が社員の福利厚生等の非営利目的で開設する場合」に限られ、事前に開設許可を受けなければなりません。

開設許可申請後、保健所による書類等の審査を経て、後日、許可証が交付されます。

許可後、半年以内に開設し、開設後 10 日以内に開設届を提出してください。

① 診療所開設許可申請書

提出書類		部数	注意事項
診療所開設許可申請書【様式1】		1	様式は札幌市ホームページからダウンロード可能です。
手数料		-	21,900 円（現金でご用意ください。）
添付書類	法人の定款の写し	1	
	敷地周囲の見取図	1	道路と建物の位置関係がわかるもの。
	敷地の平面図	1	ビル内に開設する場合は、その階の平面図
	建物の平面図（施設の平面図）	1	縮尺 200 分の1以上のものとし、構造概要、出入口院内掲示の場所を明示すること。

* 医療法人所在地が札幌市外の場合には、認可を受けていることを確認できるもの（指令書の写し又は法人の登記事項証明書等）を添付してください。

② 診療所開設届

開設後10日以内に提出してください。

提出書類		部数	注意事項
診療所開設届【様式5】		1	
添付書類	管理者の臨床研修等修了登録証・医師（歯科医師）免許証の写し	1	原本も提示してください。
	診療に従事する医師（歯科医師）の免許証の写し	1	麻酔科を標榜する場合、麻酔科標榜許可書の写しもご提出ください。

* 医療法人所在地が札幌市外の場合には、管理者が理事であることを確認できるもの（役員変更届出の写し等（行政機関の受付印のあるもの））を添付してください。

※様式について

表中で【様式名】を付した様式（診療所開設届【様式5】など）については、後述の変更手続きに用いる様式も含め、インターネットからダウンロードしていただくことができます。

「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」

<http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>



3 診療用エックス線装置等を設置する場合

診療用エックス線装置等を設置する場合は、「診療用エックス線装置等備付届」を設置後10日以内に提出してください。

なお、開設者の変更（法人化等）又は移転等により、「診療所廃止届」及び「診療所開設届」の提出を行う場合は、ご使用のエックス線装置に変更がなくとも、「診療用エックス線装置等廃止届」及び「診療用エックス線装置備付届」の提出が必要になりますのでご注意ください。

* エックス線装置を設置する場合の注意事項

- ① 放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設けてください。
- ② エックス線室の標識と放射線管理区域の標識を付けてください。
- ③ 従事者と患者への注意事項をそれぞれ見やすい場所に提示してください。
- ④ エックス線装置を使用しているときは、エックス線室の出入り口に使用中であることを表示してください。

4 変更手続きについて

開設後の変更の手続きについては、個人開設と法人開設で手続きが異なりますのでご注意ください。
 なお、詳細については保健所にお問い合わせください。

① 個人開設の場合

変更後10日以内に届出が必要な事項

変更事項	提出書類	部数	添付書類及び注意事項
構造設備 (室の用途変更)	診療所開設変更届 【様式4】	1	建物(施設)の変更前及び変更後の平面図並びにその他必要な書類(お問い合わせください。)を添付してください。
診療日、診療時間	診療所開設変更届 【様式4】	1	
診療科目	診療所開設変更届 【様式4】	1	麻酔科を追加する場合、診療に従事する医師の麻酔科標榜許可書の写しを添付してください。
診療に従事する医師(歯科医師)の変更	診療所開設変更届 【様式4】	1	医師(歯科医師)免許証の写しを添付してください。
診療所名称の変更	診療所開設変更届 【様式4】	1	
開設者(管理者)の住所変更 (ご自宅の住所の変更)	診療所開設変更届 【様式4】	1	
エックス線装置の変更	エックス線装置等 変更届【様式17】	1	構造設備に変更がある場合は同時に診療所開設変更届も提出してください。

* 管理者(開設者)の変更及び診療所の移転は、診療所廃止及び新規開設の手続きとなりますのでご注意ください。

② 法人開設の場合

変更事項	提出書類	提出時期	部数	添付書類及び注意事項
管理者の変更	診療所開設変更届 【様式4】	変更後 10日以内	1	医師(歯科医師)免許証(臨床研修等修了登録証)の写しを添付してください。
	*役員変更届	変更後 速やかに	2	管理者の方が現に理事である場合は必要ありません。
理事長の変更	*登記届	変更後 速やかに	2	登記事項証明書を添付してください。(写しの場合は理事長の原本照合が必要です。)
	*役員変更届		2	就任承諾書及び履歴書(写しの場合は理事長の原本照合が必要です。)を添付してください。

変更事項	提出書類	提出時期	部数	添付書類及び注意事項
構造設備 (室の用途変更)	診療所開設許可 変更申請書 【様式3】	事前に	1	建物(施設)の変更前及び変更後の平面図 並びにその他必要な書類(お問い合わせく ださい。)を添付してください。
診療科目	診療所開設変更届 【様式4】	変更後 10日以内	1	麻酔科を追加する場合、医師の麻酔科標榜 許可書の写しを添付してください。
診療所名称の 変更	*定款変更認可 申請	事前に	3	事前に北海道の認可が必要になりますの で、早めに保健所に提出してください。 (添付書類) ①変更条項の新旧対象表 ②現行定款及び新定款案 ③社員総会等の議事録(写しの場合は理事 長の原本照合が必要です。)
	*登記届	登記後 速やかに	2	登記事項証明書(写しの場合は理事長の原 本照合が必要です。)を添付してください。
	診療所開設変更届 【様式4】	変更後 10日以内	1	札幌市以外に法人の所在地がある場合は 名称が変わったことが確認できるもの(登 記事項証明書の写し等)を添付してくださ い。
開設者の住所 変更	*定款変更届	速やかに	2	新定款を添付してください。
	*登記届	登記後 速やかに	2	登記事項証明書(写しの場合は理事長の原 本照合が必要です。)を添付してくださ い。
	診療所開設変更届 【様式4】	変更後 10日以内	1	札幌市以外に法人の所在地がある場合は 名称が変わったことが確認できるもの(登 記事項証明書の写し等)を添付してくださ い。
エックス線装置 の変更	エックス線装置等 変更届【様式17】	変更後 10日以内	1	構造設備に変更がある場合は事前に診療 所開設変更申請書も提出してください。

- ① *印については札幌市外に医療法人の所在地がある場合は所管の保健所に提出してください。
- ② *印については北海道の様式(医療法人の所在地が道外にある場合は所在地の様式)をお使いく
ださい。
- ③ 診療所の移転は、定款変更認可申請及び診療所廃止及び新規開設の手続きが必要となりますので
ご注意ください。

お問い合わせ

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階
札幌市保健所医療政策課医務係
電話：011-622-5162 FAX：011-622-5168
E-mail：imu@city.sapporo.jp